（別紙）

１　命令等の題名

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令

２　根拠となる法令の条項

法第 18 条

３　改正の概要

(1)　金融機関等による個人である預貯金者の本人特定事項の確認方法（規則第４条の４第１項第１号関係）

①　個人である預貯金者の対面での本人特定事項の確認方法

ア　ＩＣチップが組み込まれた写真付き本人確認書類については、当該本人確認書類の提示を受けるとともに、当該ＩＣチップの情報の読み取り等を行うこととする。

イ　ＩＣチップが組み込まれていない写真付き本人確認書類（身体障害者手帳等）については、当該本人確認書類の提示を受けるとともに、申出等関係文書を転送不要郵便物等として送付することとする。

ウ　ＩＣチップが組み込まれた本人確認書類で写真が貼り付けられていないもの（16 歳未満の在留カード等）については、当該本人確認書類の提示を受けるとともに、当該ＩＣチップの情報の読み取り等を行い、かつ、申出等関係文書を転送不要郵便物等として送付することとする。

エ　ＩＣチップが組み込まれていない本人確認書類で写真が貼り付けられていないものについては、偽造・改ざん対策が施された本人確認書類（住民票の写し等）に限り用いることができることとし、当該本人確認書類の提示を受けるとともに、申出等関係文書を転送不要郵便物等として送付することとする。

②　個人である預貯金者の非対面での本人特定事項の確認方法

ア　個人である預貯金者の本人特定事項の確認方法のうち、非対面での取引に際して利用される

○　金融機関等が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた預貯金者の本人確認書類の画像情報の送信を受ける方法

○　預貯金者の本人確認書類の写しの送付を受ける方法

については、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクに鑑み、廃止することとする。

イ　IC チップが搭載された本人確認書類を保有していない預貯金者が非対面での取引に際して利用することが可能な確認方法を確保するため、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクも踏まえ、利用できる本人確認書類について

偽造を防止するための措置が講じられたもの（新規則第４条の５第４号に掲げる書類）に限定した上で、当該本人確認書類の原本の送付を受けるなどする方法を引き続き認めることとする。

ウ　預貯金者が国外転出者である場合にあっては、改正後に非対面での取引に係る有効な確認方法が実質的に存在しなくなることがないよう、規則第４条の４第１項第９号に掲げる方法等に相当する方法を引き続き利用できることとする。

(2)　その他

その他所要の改正を行うこととする。

４　施行期日

令和９年４月１日から施行する。

〈凡例〉

法	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第 38 号）をいう。
規則	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和３年デジタル庁令第 10 号）をいう。
新規則	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令案による改正後の公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律をいう。
国外転出者	住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 17 条第３号に規定する国外転出者をいう。
申請等関係文書	規則第４条の４第１項第２号に規定する申請等関係文書をいう。